

# 大和市教育委員会 10 月定例会

日 時 平成 22 年 10 月 21 日

午前 10 時 00 分

場 所 教育委員会室

- 1 開 会
- 2 会 議 時 間 の 決 定
- 3 前 会 会 議 録 の 承 認
- 4 会 議 録 署 名 委 員 の 決 定
- 5 教 育 長 の 報 告
- 6 議 事

日程第 1 (議案第 36 号) 大和市青少年指導員に関する規則の一部を改正する規則について

日程第 2 (議案第 39 号) 大和市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則について

日程第 3 (議案第 40 号) 指定管理者の指定について (郷土民家園)

日程第 4 (議案第 41 号) 指定管理者の指定について (スポーツ施設設置条例規定施設)

- 7 そ の 他
- 8 閉 会

議案第 36 号

大和市青少年指導員に関する規則の一部を改正する規則について

大和市青少年指導員に関する規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 22 年 9 月 28 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

大和市教育委員会規則第 号

大和市青少年指導員に関する規則の一部を改正する規則

大和市青少年指導員に関する規則（昭和 50 年大和市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「以内」を削る。

第 5 条第 2 項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、指導員が欠けた場合における補欠の指導員又は定数に満たない場合における補充による指導員の任期は、他の在任指導員の残任期間とする。

附 則

この規則は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

大和市青少年指導員に関する規則新旧対照表

改正案	現行
<p>大和市青少年指導員に関する規則 昭和50年教育委員会規則第5号</p> <p>— 略 —</p> <p>(定数)</p> <p>第4条 指導員の定数は、120人とする。</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 指導員の任期は2年とし、再任を妨げない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指導員が欠けた場合における補欠の指導員又は定数に満たない場合における補充による指導員の任期は、他の在任指導員の残任期間とする。</p> <p>— 略 —</p> <p>附 則</p> <p><u>この規則は、平成22年11月1日から施行する。</u></p>	<p>大和市青少年指導員に関する規則 昭和50年教育委員会規則第5号</p> <p>— 略 —</p> <p>(定数)</p> <p>第4条 指導員の定数は、120人以内とする。</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 指導員の任期は2年とし、再任を妨げない。</p> <p>2 <u>指導員が欠けた場合における補欠指導員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>— 略 —</p>

議案第 39 号

大和市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則について

大和市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 22 年 10 月 21 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

## 大和市教育委員会規則第 号

### 大和市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則

大和市体育指導委員に関する規則（昭和 38 年大和市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「以内」を削る。

第 4 条を次のとおり改める。

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員又は定数に満たない場合における補充による委員の任期は、他の在任委員の残任期間とする。

#### 附 則

この規則は、平成 22 年 11 月 1 日より施行する。

大和市体育指導委員に関する規則新旧対照表

改正案	現行
<p>○大和市体育指導委員に関する規則</p> <p>昭和 38 年 11 月 5 日 教委規則第 3 号</p> <p>— 略 — (定数)</p> <p>第 3 条 委員の定数は、57 人とする。 (任期)</p> <p>第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員又は定数に満たない場合における補充による委員の任期は、他の在任委員の<u>残任期間とする。</u></p> <p>— 略 —</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>○大和市体育指導委員に関する規則</p> <p>昭和 38 年 11 月 5 日 教委規則第 3 号</p> <p>— 略 — (定数)</p> <p>第 3 条 委員の定数は、57 人以内とする。 (任期)</p> <p>第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、<u>補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>2 委員は、<u>再任されることができない。</u></p> <p>— 略 —</p>

議案第 40 号

指定管理者の指定について

指定管理者の指定にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申し出について、審議願いたく提案する。

平成 22 年 10 月 21 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正



議案第 41 号

指定管理者の指定について

指定管理者の指定にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申し出について、審議願いたく提案する。

平成 22 年 10 月 21 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正